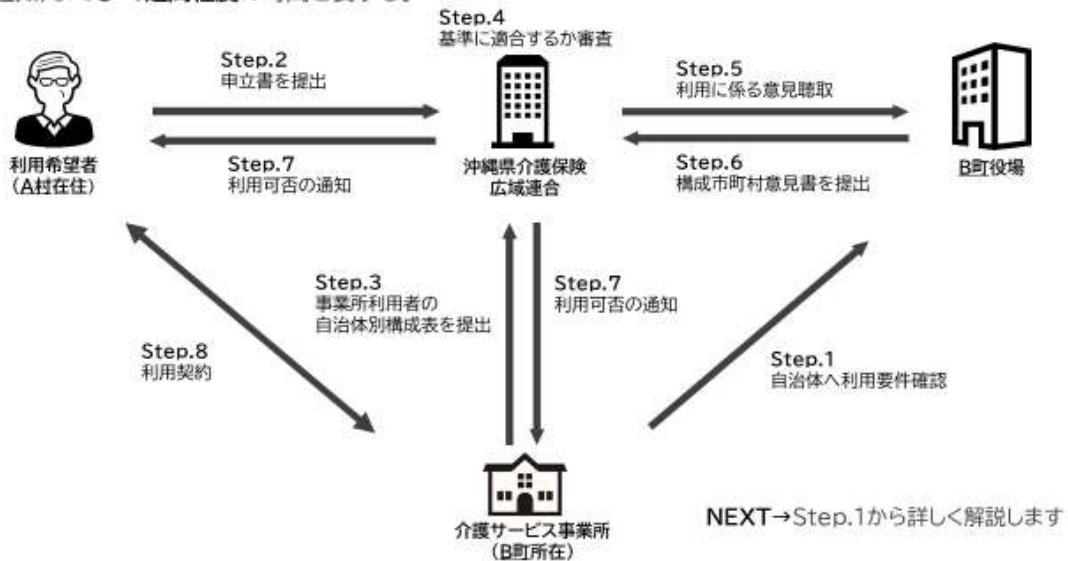


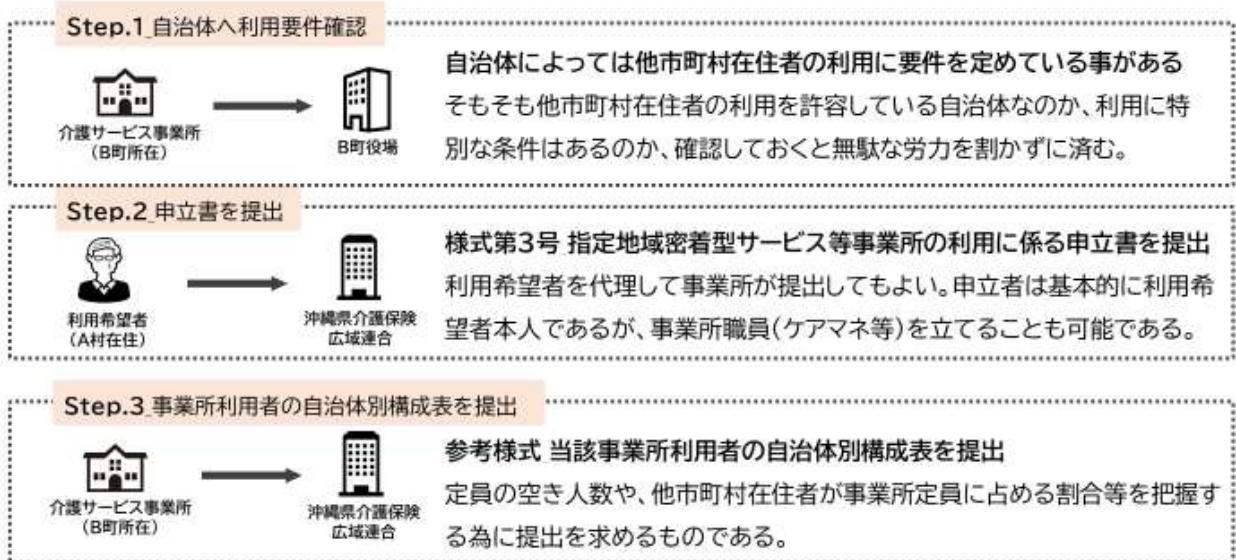
6. (参考)これまでの取り扱い

他市町村在住者のサービス利用について

A村とB町はともに広域連合構成市町村と仮定。通常、Step.2(申立書を提出)～Step.7(利用可否の通知)まで3-4週間程度の時間を要する。



他市町村在住者のサービス利用について



NEXT→Step.4から詳しく解説します

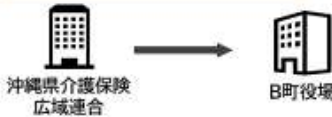
他市町村在住者のサービス利用について

Step.4 基準に適合するか審査



広域連合内において基準に適合するか審査を行う
利用希望者の住所地に同種の事業所は無いのか、他市町村在住者が
事業所定員に占める割合が基準を超えていないか、等。

Step.5 利用に係る意見聴取



他市町村在住者の利用について意見を伺う
通常、回答を得られるまで1~2週間ほどの時間を要する。

Step.6 構成市町村意見書を提出

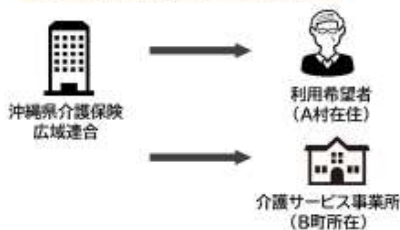


様式第1号 指定地域密着型サービス等事業所指定(利用)に係る意見書
意見有りの場合には聴取した意見を参考に利用の可否を検討する。

NEXT→Step.7から詳しく解説します

他市町村在住者のサービス利用について

Step.7 利用可否の通知



利用希望者本人、事業所それぞれに利用可否について通知する
利用許可が下りなければ介護給付を受けることができない点に注意。

なお、介護報酬は本通知の日から算定することが可能となるのであって、
たとえそれ以前にサービス提供実績があったとしても本通知の日から遡及
して介護報酬を算定することは認められない

Step.8 利用契約



利用契約は一番最後に行う
広域連合からの許可を得た上で介護サービスを利用する事がポイント。
そうすれば介護報酬を通常通り算定できる。